

中国教育行政史研究(2)

—唐初国子監独立の背景・理念とその影響—

田 中 俊 行

目 次

- I はじめに
- II 唐初国子監の概要
- III 唐初国子監の設定理念
- IV 唐初国子監独立の背景と影響
- V 唐初国子監独立の影響

I はじめに

1 国子監と唐初国子監

前近代中国（以下、中国古代）における国子監は、教育機能と教育行政機能¹⁾を兼ね備えた機関として、中国および東アジアの教育史上極めて重要な位置を占めるが、これらの機能を併せ持つようになったのは明清時代であって、国子監が成立した隋代以後元代までの間は、教育行政専門の機関ではあっても教育機関(学校)ではなかったのである。国子監は、遠くは漢武帝が興した太学に、近くは晋武帝の立てた国子学に淵源するが、直接の原形は北齊の国子寺であって、隋から唐初にかけての改廃増減を通して、唐太宗の貞観の治世に一応の完成を見た。唐初に確立された国子監制は、その後の修正展開を経て、明清国子監制へとたどりつくが、その意味では成立期の国子監制度は、あくまで当代に特徴的な国子監制としてとらえられるのであって、隋唐国子監制、あるいは唐初国子監制²⁾と呼ぶべきものである。

2 唐初国子監独立の意味

国子監制の成立、すなわち唐初国子監制の確立は、従来宗教行政を中心に文教行政全般を広く統括する太常(寺)が担当してきた教育行政的権能を、国子監という専門の教育行政機関に担わせるにいたらしめたが、このことは教育史上、また教育行政史上極めて重要な意義を持つ。つまり、唐初国子監制の確立は、中国古

代における「教育行政の独立」を達成させた、画期的事件とされるのである³⁾。もちろん、中国古代という特殊状況下において、教育行政機関たる国子監の「独立」の意味するところは、時代状況によって異なるのであり、したがって中国古代における「教育行政の独立」も決して一義的なものではない。加えて、同時代における「教育行政の独立」も多義的である。

隋唐国子監制の成立過程にあたる漢唐間における教育行政の役割は、中央官立学校の管理が中心であると見なして大過ない。その間、中央官学と教学を担当する官職(学官)は、国家的祭祀儀礼をつかさどっていわゆる宗教行政機関⁴⁾とされる太常(寺)に、ともに隷属してきたので、唐初国子監が太常寺に隷属しない単独の教育行政機関として確立されたことは、確かに大きな事件である。従来まさにこの一点を指して「教育行政の独立」と評価されることが多かったのもうなずけよう。この「独立」をより具体的に言えば、「教育行政の宗教行政からの独立」ということになるが、この点については必ずしも強調されてこなかったようである。それは、国子監の太常寺からの独立は、すなわち教育行政の宗教行政からの独立、と認めうるということが、一見して自明に思えるからであろう。唐初国子監の「独立」を「教育行政の宗教行政からの独立」と言おうが、単に「教育行政の独立」と言おうが、その意味している内容は、従来ほとんど同じである。しかし、国子監独立のもつ意味は、決してこの一点のみにとどまるものではない。

先に筆者は、唐初国子監の直接の原形である北齊国子寺について、その創設により達成された「教育行政の独立」問題を中心に、若干の検討を加えたが⁵⁾、ここで達成された「独立」は、宗教行政からの独立ではなく、「教育行政の教育機関からの独立」と言うべきものである。つまり、北齊国子寺こそは、中国古代に

において教育行政機関（国子寺）と教育機関（国子学）が別置された初めての事例として、極めて重要なのである。ここで、教育行政機関と教育機関が別置されることがなぜ重要かといえば、中国古代における教育行政機関、すなわち国子監では、その長官および次官をそれぞれ祭酒および司業と称したが、司業は隋代の設定であるからおくとして、祭酒は漢代以後教師たる博士の代表者（筆頭者）であり、後には管理職的職掌に変化し、実質的には教育行政長官的役割を担うようになっていったものであるが、常に太学や国子学といった教育機関に所属していた（そして太常に隷属していた）のである。この教育行政機能を教育機関内部で担う傾向があったこと、そして教育行政官職が教育機関内部から発生したということは、中国古代教育行政の発展過程における大きな特色の一つと断言していい。であるからこそ、教育機関と別に教育行政機関が置かれたことが、画期的事件と言っているのである。ところが従来の研究では、上述の宗教行政からの独立の側面、あるいは単に太常寺からの独立という点については比較的言及されてはいるものの、北斉国子寺および唐初国子監制に教育機関からの独立という側面があるという点については、管見のかぎりほとんど論じられていない。この部分の不足を少しでも埋めようと試みたのが、前稿だったのである⁶⁾。

3 課題設定

本稿の目的は、前稿における検討を引き継ぎ、唐初国子監制確立の意義の一端を明らかにすることにある。とは言え、限られた分量で検討し尽くすのはほとんど不可能である。前稿では、北斉国子寺の独立問題（北斉国子寺設置に伴う教育行政の教育機関からの独立の問題）について、文教政策や官吏登用法との関連から検討したが、本稿では、主に唐初国子監に置かれた主要な学官の設置の意味と性格について、国子監成立史における学官設置の展開と教育行政官職に対する認識を中心に検討することにより、唐初国子監制がもつ性格の一面を明らかにしたいと考える。言うまでもなく、唐初国子監の独立問題（唐初国子監制確立に伴う教育行政独立の問題）の諸要因および意義を明らかにするためには、唐初にかけての文教政策や官吏登用法はもちろんのこと、官制改革の全体像や、学術上の地域間の差異と対立の問題、歴史の大きな潮流と当代に特徴的な特殊事情など、検討を加えねばならない問題は数多い。その意味では、本稿は極めて限定的であり、かつ実証性にも乏しく、推論の域を出るものでない。しかし一方で、学官の淵源に対する認識やその性格とい

った側面からの検討はほとんどなされておらず、またむしろこの方法によった方が、唐初国子監独立の意味がより明確になると思われる。

なお本稿は、まず唐初国子監の概要を整理し、次いで主要学官の職掌や起源に関する認識がどのようなであったか探る。そして、これらをふまえて、唐初国子監の性格とその独立の意味について検討することとした。最後に、唐初国子監の独立が、主として教育に与えた影響について若干考察を加える。

II 唐初国子監制の概要

1 組織

唐初国子監制では、教育行政機関国子監の管轄する官立高等教育機関が6校（国子学・太学・四門学・律学・書学・算学）存在したが、国子監の主要任務はこれら中央官学を管理することにあつた。国子監に属する行政官吏は、『大唐六典』によれば、

祭酒一人。司業二人。丞一人。主簿一人。録事一人。府七人。史十三人。亭長六人。掌固八人。⁷⁾

とある。貞観中の司業は1人の設置であるが、このうち府以下の人員は、九品からなる官人としての品階が付与されない下級役人であり、また丞・主簿・録事の官は他の行政機関においても同様に置かれる、いわば通常の事務官である。これに対し、祭酒と司業については、国子監のみに存在する官である。唐代官制は一般に「三省六部九寺五監」と称され、文書行政の総元締めである三省六部に対して、国子監や太常寺を含む九寺五監は、それを受けて実務をこなす行政機関だとされるが、他の機関における長官と次官の名称は、寺であれば卿と少卿、監であれば監と少監というのが一般的である。

2 職掌

これら学官等の職掌は、史料によって字句に若干の異同があるものの、これも『大唐六典』によれば、

国子祭酒・司業之職、掌邦国儒学訓導之政令。有六学焉。一曰国子、二曰太学、三曰四門、四曰律学、五曰書学、六曰算学。（略）

丞掌判監事。凡六学生每歳有業成上于監者、以其業與司業、祭酒試之。（略）登第者、白祭酒上于尚書礼部。（略）

主簿掌印、勾檢監事。凡六学生有不率師教者、則举而免之。（略）

録事掌受事發辰。⁸⁾

とある。もっとも、こうした簡単な記述のみでは、特に下級官吏ほど職務の詳細は不詳となるが、国子祭酒・司業が中央官学6校の管理と国家の儒学教化に関する政策を担当していたことは了解できよう。上記で省略した箇所には、学内祭祀である積奠の礼や、皇帝視学の際の役割、教科書や学生考課についても記されているが、こうしたもろもろの学事が、当代の教育行政の任務に含まれるものである⁹⁾。

3 他機関との関係

なお、唐初国子監の他の行政機関との関係について見ると、従来隷属してきた太常寺にかわり、六部の一である礼部の下に編入されていた。礼部には太常寺も国子監同様に下屬させられたが、礼部(尚書)と太常寺(卿)の職掌について見ると、

礼部尚書・侍郎之職、掌天下礼儀祠祭燕饗貢举之政令。(略)¹⁰⁾

太常卿之職、掌邦国礼楽郊廟社稷之事。(略)¹¹⁾

とあって、ともにいわゆる宗教行政をつかさどるが(礼部が貢挙すなわち科挙を管轄するようになるのは、玄宗治世の開元二十四年(736年)以後)、礼部が「政令」すなわち宗教行政政策を、太常寺が「事」すなわち現実の実務・執行をつかさどるといふ、上下の政策・執行関係にあった。これに対し、国子監は礼部の下部機関で、同様の政策・執行関係にあったのではあるが、国子祭酒・司業の職掌が儒学訓導の「政令」であるところを見ると、学事に対する一定の裁量や独自性もあったと考えられ、やはり、実質的な最高(儒学)教育行政機関とみなしてよいものである¹²⁾。

III 唐初国子監の設定理念

1 学官の成立過程と起源認識

漢の太学設置から晋の国子学設置、そして北齐国子寺の創設から隋国子監、唐初国子監へと、本来朝廷内のブレイク集団であった博士集団の代表的存在からスタートした祭酒は、博士集団の監督者的役割を担うようになり、その官制上の地位向上ともあいまって、実質的な教育行政官職へと変化した。さらに、北齐国子寺にいたって、配下に行政事務官をもち、国子学とは別の行政機関として国子寺が設立されたことで、名実ともに教育行政長官として現れることになったのである。北齐国子寺以後は紆余曲折を経ながらも、隋煬帝の時次官として司業が置かれ、唐太宗の手によって唐初国子監制は確立される。もちろん完成は更なる変化を生み出すことになるのだが、それには触れない。

ここで検討したいのは、唐初国子監制における主要学官が、どのような性格のものと認識されていたかである。すなわち、主要学官の現実の成立状況に対して、それら学官の理念上(学説上)の意義づけを探ることで、学官設置や編成の意味、国子監制の意味を問いたいと考えるのである。主要学官として取り上げるのは、国子監祭酒・司業・博士である。国子監の属官のうち、丞以下の官吏は他の行政機関と共通のものであり、国子監制を代表するような官職ではないため省き、博士はもと祭酒を生み出した官職であり、教学の実際の担当者であるので逆に加え、三者について検討することにした。

これら3学官の起源について、『大唐六典』によれば、

国子祭酒一人、従三品。周礼、師氏、以三徳三行教国子。(略)凡国之貴遊子弟学焉。又保氏、養国子以道教之六芸。(略)

司業二人、従四品下。礼記曰、楽正司業、父師司成。隋大業三年置一人、従四品。皇朝因之。(略)

国子博士二人、正五品上。漢書百官表云、博士秦官也。(略)¹³⁾

とある。こうした認識は当時においてもまた後世においても通説となっているが、次に個別に検討してみる。

歴史的に見れば、これら主要な学官の中で、もっとも早く設置されたのは博士の官である。上の『六典』所引の『漢書』が記すように、漢代の博士制度はそれに先立つ秦の制度の踏襲である。実際にはそれ以前の戦国期に置かれていたとされるが、博士が秦漢以来の古い官であることにはかわりはない。博士はもともと朝廷内の疑事に対して、その諸文献や学術に対する博識によって対応するという責を負っていたのだが、漢武帝の太学設置以後は学生に対して、専門とする経書について教授するという役割をも担うようになり、当代までいたっている。その後博士を補佐する助教などの学官も置かれ、また官学が複数置かれるようになってからは、それぞれに博士が置かれ、またたとえば「太常博士」のように官学における教授活動とは関係のない博士官も置かれたが、基本は統一秦の博士の制に教授の役割を加えた漢制の延長線上にあって、これを発展させたものと言える。したがって、『漢書』の記述も、それを引く『六典』の記述も一応は妥当なものである。

これに対して、祭酒は設置されたのは後漢の代である。前漢では博士僕射と称したが、いずれも博士集団

の代表者・筆頭者としての位置であった。祭酒は祭礼の際に集団の最年長者がまず最初に酒を飲むというところ由来すると言われるが、そうした集団の最年長者・代表者という意味での祭酒の呼称は、博士集団に限らず様々なところで使用されていたようである。それがやがて学官のみ残ったということであろう。なぜ学官については「祭酒」の名称が残ったのか、詳細は不明ではあるが、『通典』などが記すように、古くは戦国時代の大儒荀卿（荀子）が斉の稷下の学で祭酒になったことが知られている¹⁴⁾。これがあるいは、祭酒という呼称の学官のみに存続した一因であるかもしれない。いずれにせよ、国子監祭酒は、本来漢代の博士集団の代表者として発生したのであり、それが単なる代表者でなく、博士集団の監督者あるいは官学の学長として現れるようになり、教育行政的機能をも担うようになっていたのが、北齐国子寺の設置以後、正式に教育行政の長官という地位を占めることになったのである。このような、祭酒の博士の代表者から教育行政長官への役割の転換は、中国古代における教育行政の分化専門化の流れとして捉えられるものでもある。ところが、『六典』では、祭酒の起源に儒家の經典『周礼』の「師氏」および「保氏」をあてている。もっとも、新たに発生した物事を、儒家の理想とする周やそれ以前の時代の事例と対比させて説明するのは、決して珍しいことではない。たとえば漢武帝の興した太学や晋代に設置された国子学も、周代の制に引きつけて説明される。ただし、祭酒の職が『周礼』の師氏・保氏に対称するとされる理由については検討の必要がある。

また、司業については、その設置は実に隋の煬帝によるものであるから、三者の中ではもっとも新しい官である。その呼称の由来は、『六典』が引くように、儒家經典の『礼記』に基づいている。しかしただ祭酒の次官、補佐官としての名称であるなら、全く新たな名称を設定する必要はなかったはずである。すなわち、司業設置には何らかの積極的意味があつて、その名称にも何らかの重要な意味が含まれていると考えられる。この点についてもあらためて検討する必要がある。

以上見たように、唐代人は祭酒・司業・博士の職の起源について、『六典』に記されるような認識をしていたことがわかる。そして、これによれば三者は同じ学官でありながら、祭酒は『周礼』、司業は『礼記』、博士は秦官、というように異なる起源を持つことになる。そしてこれらの記述には、いくつか問題が含まれていると思われる。すなわち、まず祭酒の『周礼』師

氏・保氏対応は妥当であるか、次いで司業はなぜ『礼記』から名付けられたか、博士が周代官制に対応しなかったのはなぜか、そしてそれら三者を含む国子監は結局のところどのような性格の機関なのか、という問題である。以下に、それぞれ検討していきたい。

2 祭酒と師氏・保氏

『周礼』は、周公が制定したとされる周の官制を記述した文献で、儒家の主要經典の一であり、『礼記』、『儀礼』と合わせて「三礼」と称する。『周礼』は、漢代に世に出て以来、その文献的性格や内容に関して信憑性が疑われてきた。しかし、その真偽に関わりなく、儒家の重要經典たる位置はほぼ不動であつて、南北朝期には特に北朝の諸国家で受容され官制や土地制度などに影響を与えたが、唐の官制及び『大唐六典』の編纂にも大きな影響を与えたのである。したがって、ここでもその記述内容を歴史的事実としてではなく、理想的官制の理念の記述としてその意義を認めるものである。

師氏や保氏の官は、『周礼』によれば、

師氏。掌以・(=美)詔王。以三徳教国子。(略) 教三行。(略) 掌国中失之事、以教国子弟。凡国之貴游子弟学焉。(略) 保氏。掌諫王悪。而養国子以道、乃教之六芸。(略)¹⁵⁾

とあつて、王に美を告げ悪を諫める官職である。加えて両者とも、国子を教育する役割も持っている。『周礼』記載の周官は天地春夏秋冬の語を冠した六官府で構成されている。師氏・保氏が所属するのは民生・教化・地方行政等にかかわる地官であつて、師氏・保氏は要するに国子教化の官職である。鄭玄注によれば、師氏が徳行をもって諭し、しかる後に芸儀を教える、とあり、両者の職掌は関係が深いことがうかがえるが、師氏は保氏より上位の官に位置づいている。

こうした点をふまえ、国子祭酒が『周礼』の師氏・保氏に対応した理由を考えると、第一に、国子学が貴族の子弟（国子）のための教育機関で、国子教育をつかさどる官職として、師氏・保氏が想定されたと解することができよう。

一方、こうした祭酒と師氏・保氏を結びつけるようになったのがいつごろかという点、正史では『宋書』に、

周有師氏之職、即今国子祭酒也。¹⁶⁾

と現れるのが早い例であるが、『宋書』は南朝梁で編まれたものである。なお、そこには、師氏のみで保氏については記されていないが、『通典』がこの句に注

して『周礼』師氏・保氏ともに引用しているように¹⁷⁾、おそらく当初から師氏・保氏両者を意識して設定したものが、上位の官である師氏で代表して記述されたと見てよいであろう。

さて、一見何の問題もないかのように見える「祭酒=師氏・保氏」説であるが、問題はそう簡単ではない。

『周礼』には、教育行政官職として該当する官職が他にも存在するからである。祭祀儀礼をつかさどる春官に属する大司楽がそれである。大司楽の職掌は、

大司楽。掌成均之法、以治建国之学政、而合国之子弟焉。(略)¹⁸⁾

とあって、「成均之法」すなわち大学の教法をつかさどり、国子を集めて教育を施す、というのであるから、官学管理という職掌を考えれば、むしろ大司楽の方が適当のように思える。加えて春官の長たる大宗伯は、普通太常卿に相当する官職と考えられており、太常一学官という従来の関係を考慮すれば、祭酒の起源としては大司楽こそふさわしいと言いうる。にもかかわらず、大司楽をとらずに師氏・保氏を採用したのは、理由があったはずで、おそらくは大司楽の教授内容が楽舞に偏っており、それは古代においては重要な意味があったのだが、師氏・保氏は德行・六芸を教えるという点で、儒家經典を講習させる中央官学の状況をふまえば、逆に祭酒の職は大司楽より師氏・保氏に近づく。さらに言えば、国子祭酒が誕生した晋代にあって、博士や祭酒の任務は学生への教授のほか、朝廷の疑事に対応し、皇帝の顧問的な役割をも担っていた。今晋代に設置された当初の祭酒の職掌を見ると、

一則応対殿堂、奉酬顧問。二則参訓門子、以弘儒学。三則祠・儀二曹、太常之職、以得籍用質疑。¹⁹⁾

とあるが、師氏・保氏の職掌に類似しているのがわかる。してみれば、師氏・保氏は王への進言、国子への教授(とその内容)などの点からふさわしく、また国家の儒学教化の責任者という点からも、国子祭酒には師氏・保氏がふさわしいと考えられたのであろう。

3 司業と『礼記』

一方の司業は、その命名は『礼記』の、

楽正司業、父師司成。(略)²⁰⁾

の句にもとづいている。大楽正が学業をつかさどり、大司成は德行をつかさどることを述べた句の引用であるが、『礼記』鄭玄注には「楽正、楽官之長。掌国子之教」あるいは「大司成、司徒之属師氏也」とあって、当代の学説上は楽正と父師(司成)は、『周礼』の大司楽と師氏に対応している。さらに『礼記』によれば、

凡祭與養老乞言、合語之礼、皆小楽正詔之於東序。(略)皆大楽正授教。大司成論説在東序。²¹⁾

とあって、大楽正は小楽正とともに国子の教育をつかさどり、大司成はその学習成果について総括的に論評するという関係になっている。

祭酒の次官・補佐官としてふさわしい命名を考える際、この記述は格好の材料を提供している。すなわち、職務上は大司成(師氏=祭酒)の下位で密接に関係し、国子の教育をつかさどる大楽正は祭酒の次官にふさわしいと言える。しかし、一方で『周礼』中でこれに対応する大司楽でも、『礼記』記載の官である大楽正でもなく、大楽正の職務内容である司業を採用したのは、いかなる理由からであろうか。詳細はわからないが、隋は北周を奪って建てた王朝であるが、北周が『周礼』をもとに命名・編成した特徴的な官制(六官の制)を廃して、漢魏の旧に復したのである。北周では大司楽は、やはり大学の教法をつかさどる官であり、後に楽部と名称が変更されたが、その下に露門楽・太学・小学といった中央官学が置かれていたと考えられている²²⁾。六官の制を廃した隋としては大司楽の名称は使いにくかったかもしれないし、何よりも大司楽・大楽正ともに楽官の長である。当代の中央官学では楽舞はほとんど関係の無いものになっており、科挙を創設し官学教育にも養士の効果を期待したい隋王朝にとっては、名よりも実を取って司業という職務内容を名称に採用したのではないかとも思われる。

4 博士の位置づけ

博士が秦で置かれた官職であることは、祭酒・司業の起源問題とは異なり、歴史的事実である。したがって、事実のままに博士の起源を秦の博士制に求めるのは、実に明解のように思われる。しかし、他の官職が儒家經典に起源を求めているなかで、ひとり儒家經典による権威づけをはからないのには、どのような意味があるのか。これも詳細は不明ではあるが、博士は漢代からその起源が秦の博士制度だと言われてきた。したがって、例えば南北朝や隋唐の時代になって、にわかになんかこれを変更して新たに説明するのは難しかったであろう。また、博士は前代からの継承であるので、晋で国子学が新設されたことで発生した国子祭酒や、隋でおそらく行政上の必要から新設された司業のように、新たな意義づけを必要としなかったのではないかとも思われる。

以上はそれぞれ推測の域を出ないものではあるが、主要な三学官について、個別にその起源に対する認識の妥当性について検討してみた。儒家は正名を重んず

るので、その命名や起源については熟慮したはずである。検討の結果は、それぞれに命名や起源の認識には一応妥当なものと思われるが、祭酒に対応する師氏・保氏と司業に対応する大楽正の官職は、単に出典が異なるということではなしに、『周礼』で言えば、地官と春官という異なる性質の官職であり、このことは注意されるべきであろう。はるか昔の周代官制の理念と当代官制の置かれる状況の間には、こと学校教育に限ってみても直接当てはめるのが困難となるようなギャップあるいは矛盾が生じているということである。唐代国子監は、太宗による制度確立以後、数度の名称変更が行われたが、そこで採用されたのは大司成や成均というようなやはり周代官制と関係ある呼称であった²³⁾。これは、唐代人の周官に対する思い入れの深さを示すと同時に、現実の中央官学行政には、周代官制のモデルによっては説明しきれない新しさ、複雑さが内包されていると見るべきであろう。

IV 唐初国子監独立の背景

以上に見た唐代における国子監主要学官の起源についての認識は、その設官に意義づけを与えたと考えられるが、ここで、前稿の検討もふまえて、唐初国子監成立史における教育行政独立の諸段階を整理しておきたい。

1 北斉国子寺—教育行政の全国化

冒頭で述べたように、国子監は遠くは漢の太学、近くは晋の国子学に由来するが、直接の原形は北斉国子寺にあり、それは中国古代における教育行政機関の誕生とでも言うべきもので、非常に意義深い。その間の経緯や実態については、前稿で検討を試みてあるが、唐初国子監の独立への流れのなかで考えれば、それがまず教育機関国子学に置かれた国子祭酒が、新たに別に設けられた行政機関国子寺の長官に転じ、他の行政機関なみに組織も整備された教育行政機関国子寺が成立、「教育行政の教育機関からの独立」という画期を迎えた。そしてそれは、貴族制といわれる南北朝時代にあつて、その末期における中央集権化の試みのなかでの、教育行政の全国化という使命を負って実現したものであった²⁴⁾。

ところで、前稿においては北斉国子寺の成立年代は、北斉建国から孝昭帝即位までの約10年の間(550年～560年)で、おそらくは孝昭帝の立学の詔の際に成立したのではないかと推測した。しかし、初代文宣帝の文教政策には、郡国学の修立や学廟の設置など、地方

への学事普及の政策がとられている。史料のうえでは、孝昭帝以前には国子寺の存在した証拠はないが、文教政策や人材登用政策の連続性を考えると、文宣帝の代にすでに成立していた可能性も残る。いずれにしても、北斉の文教政策の特徴は全国規模で学事を普及しようと試みた点にあり、国子寺の創設もそうした政策の実現に向けての措置であったことに変わりはないであろう。しかし、現実には教育行政機関をたててまで振興をはかった北斉の学校教育は有名無実になり、一方で、北斉に対峙し『周礼』にもとづく六官の制を布いた北周では、露門学や太学といった中央官学など学事はかなり盛んであった。『大唐六典』によれば、北周には祭酒に相当する官職がなかったとされる²⁵⁾が、はたして教育行政長官たる職が存在しなかったか、あるいはどの官がそれに相当するか²⁶⁾はおくとしても、この対照的な事実は皮肉的であり興味深くもある。

2 隋国子監—学校教育(養士教育)の管理徹底

隋では、建国当初より国子寺の制を採用したが、文帝は開皇十三年(593年)、国子寺を太常寺から独立させた。これによって「教育行政の宗教行政の独立」が実現する。一般に、国子監成立に伴う教育行政の宗教行政からの独立要因については、儒学を中心とする学術・教育の地位が向上したことがあげられ、具体的にはいわゆる先聖先師問題の解決(学内における釈奠の際にまつる先聖の座に、周代の「政治家」周公にかわって孔子を置くことになったこと)と「廟学制」の展開により、学校内の神聖化がはかられ、皇帝・統治者側の宗廟等における祭祀と、学内における儒家的学礼の範疇である学廟祭祀が、名実ともに分離したことが示される²⁷⁾が、文帝の国子寺独立の措置が、そうした現実をふまえ、あるいは現実をそのように変革するためのものであったかは、実際のところ疑わしい。それは、隋の文教政策の基本が、科挙創設が示すように、門閥主義に対抗した賢才主義的人材登用による人材の確保と、貴族制の打破による中央集権化にあったので、官学教育にも、同様の文脈から現実的に有能な官人となる人材の養成が求められていたのである。国子寺は、同じ開皇十三年に国子学と改称されるが、この改名の理由は明らかではない。あるいは学校教育と教育行政(この場合養士教育の効率的管理が主要任務)の重要性を強調するため、一般行政機関としての「寺」名を捨て、「学」に復するという意図があったかもしれない。しかしいずれにしても、当時の学術界は、南北分裂期における学説の対立・不統一が解消さ

れておらず、これがそのまま官学教育にももちこまれ、教育や評価の基準が曖昧となって、学官に威厳なく学校教育には困難が生じた²⁸⁾。そして、養士の実があがらないと見るや、仁寿元年（601年）有名な廢学が断行される。これによって、中央官学も国子学が廢され、太学1校に削減されてしまう。思うに、隋国子寺の職掌は『隋書』によれば、

統国子・太学・四門・書算学。²⁹⁾

とあって、北齊国子寺の、

国子寺掌教胄子。³⁰⁾

とあるのに対照的で、露骨に官学の管理を優先させているのが見てとれる。文帝が崩じ煬帝が即位すると、文帝の廢した国子寺・学は国子監として復活し、初めて国子司業もおかれた（604年）。煬帝が官学を復興するにあたり、国子寺ではなく国子監と名付けた経緯については不明であるが、煬帝の政策により官学は大いに盛んになったといわれる³¹⁾。司業名の由来についてはすでに見たとおりであるが、これまでの隋代の文教政策を通観するに、司業すなわち「学業を司る」という意味合いは隋の人材観や文教政策の現実にあふきわしいものであって、官学における学業成果の重視と官吏養成という役割を重視した司業設官であったものと推測される。すなわち、隋国子寺（監）制は、太常寺から独立することで、宗教行政からの独立を確かに実現はしたが、それは官学の養士教育とその成果を重視するなかで、国子寺（監）を他の行政機関なみの組織とすることで管理体制と権限を強化し、学内管理に力を入れるための措置であったのではあるまいか。したがって、宗教行政と教育行政の異質性に根ざした宗教行政からの独立という側面から見れば、いまだ不十分な段階であったと考えられるのであって、隋国子寺（監）の成立をもって教育行政の宗教行政からの独立と評価するのは間違いではないにしても、その達成は唐初国子監制下で廟学制が確立されるまで待たねばならない³²⁾。

3 唐初国子監—教育の地位向上（廟学制の確立）

唐では、高祖が即位すると国子学が設置されたが、それは太常寺に隷属する旧制の採用であった。統一前の不安定な時期であったから、貴族層の指示の取り付けも必要であり、当初は科挙も実施されなかった。太宗が継ぐと貞観初年に国子監制を復活、司業は1名のみであったが、ようやく定制となり唐初国子監制はここに確立する。太宗は先にあげた先聖先師問題の解決

や、廟学制の全国普及など、一連の崇儒政策で王朝の安定化をはかり、人材獲得のための科挙も行われた。太宗の治世は「貞観の治」と言われるように、史上に名高いが、学校教育についても空前の活況を呈したと言われる。唐代の学事は、次の高宗の代には早くも衰退に向かい、玄宗の治世に一時持ち直して貞観期に築かれた教育制度を復興し完成させたが、安史の乱以後は唐王朝そのものが衰退に向かい、学事もついに復興することがなかった。しかし、貞観期や開元期に代表される唐代の学制は、唐代の東アジア諸国の古代学制のモデルとなり、中国でも後代の学制への発展基盤となっており、その意義は大きい。唐代学制は東アジア教育史において、時間的にも空間的にも重要なポイントなのである。

では翻って、唐初の国子監制下の教育状況にはいかなる特徴があったのか。唐代教育に関する研究は従来より盛んで、この点については既に多くの研究で述べられているので、詳しくは述べないが、国子監独立との関係で重要なのは、学校教育の重視と廟学制の全国的普及である。

学校教育の重視については、南北朝時代を通じて低迷していた儒学とその教育を重視し、隋代にも深刻だった南北学派の解釈の相違と対立を解消し、国定教科書とも言うべき『五経正義』を作成したこと。隋代に始まった科挙と中央地方の学校教育を連結し、学校で人材を養成し科挙でそのなかの優れた者を官人候補者として選抜する方式を確立したこと。また、従来貴族層によって軽視されてきた官学を、階級と専門技能によって整備し、かつ著名な儒者を学官に起用したことで、学校教育の権威と需要を高め、学事が大いに栄えたのである。このうち、『五経正義』の撰定や、中央官学の学生の試験や評価等を含む学内の管理には、国子監の祭酒・司業をはじめとする教育行政官がその任にあつたのである。なお唐代には、学官や学生の待遇や管理について詳細に法定されており、これにもとづき実際の管理業務が行われたのである。

一方廟学制の全国普及の政策は、教育行政の宗教行政からの独立を達成し、確固たるものにするうえでも重要な意義がある。加えて現実的には、国家の定める儒教教育の全国的普及・浸透と、既存の教育活動を国家的教育制度の傘下に加え統制するという双方向の効果がある。廟学制の意味するところは、学校内に祭祀空間（廟）と教学空間（学）が共存し、学廟では先聖先師がまつられ、学礼（釈奠礼）が舉行されるという学校形態で、中国古代に特徴的な学校形態である。か

かる廟学制を全国レベルで実施しようという試みは、北齊文宣帝期にも見られるが、それが実現され次第に普及していくようになるのは唐初にその契機がある。こうして学校とその儒学教育の権威を高め、学校教育を普及統制して儒教的教養をもつ有能な人材を官吏として登用するためには、政治家（統治者側）ではない一介の儒者である孔子を先聖の地位におき、その他の著名な大儒を従祀することで、学校を神聖化し、権威づけする必要があった。もっとも、先聖先師問題には学派間の対立も関係し、そのまつり方は唐代をとおして一定ではなかったが、学校の敷地内に学廟という祭祀空間を作り出すことで、その他のいわゆる宗教行政の範疇になる祭祀儀礼とは一線を画して、結果宗教行政と教育行政が分離独立した点は重要である。しかも、学内祭祀の重要性はあくまでも学問や教学活動に従属するものとされたので、国子監は学廟に関する宗教行政機関ではなく、あくまでも教学活動をつかさどる教育行政機関として規定されている。すなわち、高明士（1980）によれば、魏晋南北朝の積奠の礼では講学→祭祀→宴会の順で学礼が進行したが、唐代開元礼の規定では祭祀→講学の順となり宴会が規定から外されたことで、従来の祭祀重視から講学重視へと変化したという。学内祭祀が普遍化していく一方で教学活動を重視し、学校本来の意味を明確にしたのだとも言える。「国子監一廟学」制下の教育行政は第二の宗教行政機関とならずに、学校や学術の地位向上と独立性を強調するように配慮された制度であって、ここにおいて、隋国子寺の太常寺からの独立以来、形式的には実現していた教育行政の宗教行政からの独立が、名実ともに達成されたと言ってよいであろう。

してみると、北齊では教育行政の全国的展開を重視し、隋では官吏養成のための学内管理に力が注がれたが、唐制では両者の性格をとにも取り入れて定制としたのであって、一連の崇儒政策による学術・教育の神聖化をはかり、科挙と官学教育を連結させることで、学校教育の重要性も維持した。前代までに試みられた全国的教育行政の展開と、人材獲得のための学内管理の重視は、ともに唐初国子監制で採用されているのであって、それらは学術・教育の地位向上と神聖化によって実現したものである。その結果現出したのが、教育行政の教育機関からの独立であり、宗教行政からの独立なのである。

V 唐初国子監独立の影響

1 当代教育を左右する要因と政策課題

さて、北齊から隋、そして唐初にかけて国子監制が整備され確立されるに伴い、教育行政機関の誕生と独立が実現したのであるが、教育行政制度の発生と展開という観点からすれば、確かにそれは重大事件であり、中国教育行政史上の画期であると言える。ではその一方で、学校や教育に対しては国子監制はどのような影響をもたらしたのか、唐初国子監制の成立そして教育行政の独立は、実際の教育活動に対してどのような意味を持ったのか、最後に検討してみることにしたい。

唐代の教育制度や官吏登用制度である科挙は、南北朝末期の中央集権的統一国家を志向するなかで進化した教育政策や官吏登用法の改革の流れをうけて、それを定制として確立したもので、その意義については既に指摘されている。そのうち教育行政の独立にかかわる部分については、上にその一端を述べた。そしてそれら新制度の確立した唐初、より具体的には貞観の治世には、官学教育が未曾有の盛時を迎えたとされる。それははたして教育行政機関国子監が独立して教育行政の任にあたったからであろうか、唐代教育行政機関の存在なくして語れないものであろうか。

実のところ、唐初国子監が教育機関や宗教行政機関から独立したことによる、教育実践上の影響や変化を特定することは非常に困難である。なぜなら、唐初国子監制は当代の律令官制の一部として機能するわけだが、国子監という行政組織と祭酒や司業といった行政官の機能を明確に区分して検討することは容易ではなく、また皇帝制度のもとで実際の政治における皇帝を中心とした統治者の意志は軽視できないのであり、はたして教育政策やそれに伴う教育上の変化が、統治者の意志によるものか、「独立した」教育行政機関によるものかを判断するのは困難だと言わねばならない。そこで、唐初国子監独立の影響を検討するうえで、まず中国古代における教育活動を規定する特殊事情、そして当代の政治社会における特殊事情を考慮したうえで、国子監独立の教育活動に及ぼす意味を考える必要がある。

まず、中国古代において教育活動のあり方を左右する前提条件であるが、

- 1、政治・社会の平和と安定
- 2、統治者の学校教育奨励の意志と姿勢
- 3、学歴と官職の連結、制度上の優遇政策

といった条件がそろわなければ、いかに教育行政機関が置かれ政策が試みられても、実効は上がりず理念どまりになってしまう。つまり、政権が不安定で戦乱が

続いているような場合には、（加えて生産活動や経済活動が阻害されているような状態では）学事奨励をはかっても成果が上がることは決してない。また統治者による学事奨励策は様々なものがあるが、例えば奨学や勸学の詔を発すること、皇帝や皇太子が官学に赴いて学礼や講義に臨席し奨励をおこなうこと、各種学校の施設の整備拡充をはかること、学官に適切な人材を起用すること、等があげられる。また、学校における教育が官職に結びつかなければ学生は集まらず、学校自体に実が備わらない現実がある。これらの諸条件のうち2→3→1の順に実現が困難になる。例えば、北齊では国子寺を創設し統治者の姿勢は示したが、旧来の門閥主義的官吏登用法（九品官人法）が一方で存在し、更に連年の戦争や政情が不安定なことによって、国子寺による全国的教育行政は成果をあげることなく終わったのである。また唐初においても、高祖の時代にはまだ戦争の余波が残っており、高祖の学校重視の姿勢に反して、学校教育の繁栄は政治的にも社会的にも安定してくる太宗の貞観の治世を待たねばならなかった³³⁾。いずれにせよ、これらの諸要素が教育活動の活発化には必須の前提条件となる。そしてこれらの条件がそろわない場合には、南北朝期に見られたように、国家的教育制度の外にある、私・家学（塾）といった制度外の教育や、寺観における宗教教育へと教育活動の実態と場が移ることになる。

次に、当代に特徴的な政治・文化・社会及び教育に関する特殊事情の主なものを整理すると、

〈政治・文化・社会に関するもの〉

- 1、政治や文化の担い手が貴族
- 2、儒学の権威低下
- 3、律令体制の形成過程

〈教育に関するもの〉

- 1、官学教育の不振
- 2、私家学（塾）の隆盛
- 3、庶民の教育活動の発達

等をおさえておく必要がある。すなわち、国子監の成立過程にあたる魏晋南北朝隋唐初の時期は、貴族制社会と言われるように、いわゆる門閥貴族が政治や文化を担い、したがってある意味で（地方）分権的あるいは分権化の傾向があった。また、漢代に伝わった仏教と、それに刺激をうけて漢末から形成されてきた道教が、乱世という状況をも追い風にして普及していくのとは反対に、儒学の権威は低下し、文学を好む風潮もこれに一層の拍車をかけた。そして、こうした社会の傾向が教育にも影響を及ぼして官学教育は衰退し、

逆に儒者個人による私学（塾）や、貴族階層の家庭教育が盛んとなり、これらの場で教育活動が担われ展開した。さらに、新興の仏教や道教による信徒に対する教育も盛んであった。

政治的には、均田制や租庸調制と府兵制を中核とするいわゆる律令体制が次第に形成されていき、それに伴う官制改革も進行した。この官制改革の中で、国子学や太常寺から独立した国子監制が成立したのである。また、とりわけ唐代には、庶民層における教育活動が活発になってくる。これは国家の教育制度とは無関係に、生産活動や生活上の必要から展開してきたものであり、注目に値する。

さて、当代教育を取り巻く情勢と、教育活動の活発化の前提条件をふまえれば、政権に課せられた教育に関する政策課題も明らかになる。その主要なものは次のようになる。

〈当代教育政策の課題〉

- 1、官学の振興
- 2、官学教育の目的の明確化
- 3、儒学権威の復興強化と儒教イデオロギーの普及浸透
- 4、地方教育・民間教育の統制

結局のところ、当代政権の最重要課題は強力かつ安定した中央集権国家の建設と維持にあるので、そのためには分権的傾向をもつ要素は極力これをおさえ、かわって中央集権を担う優秀な人材を抜擢しなくてはならない。事実そのために、隋の開皇中に科挙が開始されたのである。しかし、一方で学校を設置し官僚たるにふさわしい人材を養成する（養士教育）もまた、優れた統治者にとっては必須の事業である。したがって政権にとっての教育振興政策は人材養成のための現実的課題にそくした制度でもあり、統治者の徳と権威を誇示し飾りたてるための道具でもある。そこで学官に著名な儒学者を抜擢し、教学の実効をあげようとするのだが、学歴の獲得に実利が伴わないと、現金なもので学生は集まらないし真剣に勉強しない。そこで、学業成績によって官界入りを保証することとし、学校教育に目的をもたせ、また活気を取り戻そうと考えるのはむしろ自然なことである。科挙創設以後、学校教育は科挙に従属し、いわば国家公務員試験受験予備校と化したことは、従来より言われていることであるが、科挙が定着する宋代以前には、貴族の子弟や庶民の優秀な子弟に官撰の教科書を学ばせ、従来の貴族官僚とは異なった官僚の要請をはかったのである。学校教育の目的を明確にし、学生の進路を明確に示せば、学校

は必ずしも形骸化せずに活気を呈することもあったのである。そして統治者の意図はむしろその学校教育の活発化と権威の向上にあるのである。

しかし、魏晋南北朝の時代はかつてないほど儒学の権威が失墜した時期であった。そしてそれにかわって新興の仏教と道教が普及するようになり、また儒家の経書を学ぶ経学に対して文学が重視されるようになっていた。唐代においてもその傾向は強く、科挙で文学が重んじられるようになると途端に儒学は軽視されたがって学校教育も衰微した。してみれば、官学が儒教主義を貫く以上は、儒学の権威を高めかつ浸透させることは重要な課題である。また、帝国統治の理念も基本的には儒家の思想に負うところが大きいので、事は官学の興廃の問題のみにとどまらない。北齊の代より地方官学にも学廟を設置して学内祭祀を実施すべく試みられたが、唐代にはこれが現実にも広く実行され、また学廟はすなわち孔子廟に確定されたので、地方レベルで儒学の権威を利用して統治に資するという意味では、その後代に与えた影響は計り知れないと言えよう。また儒学は正当を重んじ、また異端思想は時に統治者にとって好ましくぬものであるため、次第に興ってきた地方の教育活動はできるだけ国家の目の届くものとして傘下に収めねばならなかった。またそうすることが地方の統治や民衆教化の上で重要である。戦前の日本では「教育勅語」によって天皇に対する忠誠をあからさまに強制したが、中国古代では民衆統治・教化に皇帝への忠誠を持ち出すことは殆ど無い。皇帝はただただ、孔子を代理人として教化に当たらせ、地域の儒家的秩序が維持されることを求めたのである。いずれにせよ、唐末に起った民間の教育機関である書院も、後には国家的な教育制度のもとに組み込まれ、また国家も次第に地方教育の管理に関心を寄せるようになる。当代の地方教育に対する態度はその初期的事例と言えるであろう。

2 国子監独立の教育への影響

さて、以上簡単ではあるが、当代教育を規定する要因や政策課題の主なものをあげてみた。ではこれらの政策の実施に国子監はどのような役割を演じたのか。そして、それは独立教育行政機関である国子監が初めてなしえたものなのか、検討しなくてはならない。それはすなわち、唐初国子監制の確立、唐初における教育行政独立の意味を明らかにすることになろう。しかし、既に指摘したように、唐初国子監が教育機関や宗教行政機関から独立したことによる、教育実践上の影響や変化を特定することは困難である。そして必

然性の有無について厳密に考えるなら、国子監制は単なる選択肢の一つに過ぎないとも言える。また、唐初国子監制の使命は、教育行政の全国展開と学校教育管理の強化を2本の柱とするが、全国的教育行政の展開という点では、唐代においても地方官学の設置および管理は従来同様地方官の職務であって、国子監と地方官学との管理関係は存在しない。これが一步進んで地方学校に対する専門的教育行政官が設置されるようになるのは、宋代の提挙学事使を待たねばならず、庶民レベルへの学校教育の普及という点でも宋代の天下三舍法のようなインパクトはない。また、学校管理の強化という点では、教育行政機能に学校機能を併せ持つようになって以後の、明代国子監の管理体制にはるかに及ばない。こうした点をも考慮すれば、唐初国子監は、その設置目的である全国的教育行政についても学校管理機能の強化のいずれについても、極めて不完全であったことが判明する。その他の諸制度の整備についても、全国的民衆教化に対する取り組みや、学校管理運営上の規則や財源など不備な点は多い。つまり、唐初国子監制下の諸課題は、唐代以降の諸王朝の教育政策の中でとりくみが強化されるのであって、唐初国子監制はそこに向けたルールを引き始めた段階であってその意義は大きいものの、実際の教育活動に与えた影響は必ずしも顕著ではないのである。

では、唐初国子監制は理念止まりで牽引力に欠ける制度だったのか、唐初国子監制の意義はどこにあるのか。それには、唐代の教育制度に極めて特徴的な点をあらためて見てみる必要がある。たとえば多賀(1953)は、唐代学制の特徴として、厳重な階級制にもとづいて編成されていた点を指摘している³⁴⁾が、これは重要である。結局のところ、唐初国子監制は、前代より続く貴族制社会を大いに反映した制度となっており、隋より始まった科挙により登用された官僚がまだ全官僚の一部に過ぎなかった時点で、既存の貴族層の新制度への参入を、小さいリスクで担保するための制度として機能した点は見落とすことはできない。次第に科挙出身官僚が増加し、こうした貴族は唐末五代の兵乱もあって、宋代以後は政治や社会および文化の担い手の座を士大夫に完全に取って代わられるが、宋代以後の教育政策の対象は地方や庶民へとシフトしていくようになる。本稿の当初に、「唐太宗の手によって唐初国子監制は確立される。もちろん完成は更なる変化を生み出すことになる」と書いたが、それはまさにこうした点を指しているのであって、唐初国子監制は牽引役としての科挙制度に対して安全装置としての役割を

も担っていたのであって、それをふまえたうえでの教育管理機能の強化であり、教育行政の全国化なのであった。

かつて、宮崎市定は『九品官人法の研究—科挙前史—』で、科挙の創設された隋の開皇という時代について次のように述べている。文中の「選挙制度」は管理登用法のことである。

斯く見てくると、隋の開皇という時期は中国の選挙制度の上で実に重大な変革の起った時である。九品官人法と中正制度とが廃されて代って科挙が始まったのである。併しながら翻って更に考え直すと、若し九品官人法が、単に九品官制によって人を登用するを意味し、別に中正の郷品を必要とせぬと解するならば、その意味での九品官人法は更に後世まで、苟も九品官制の続いた限り続いたとせねばならぬ。また科挙も、単に科目によって試験する制度と解するならば秀才も孝廉もある意味での科目であり、それは漢代から既に始まったとも言える。かく解すれば開皇の新制も、ただ九品官人法のあり方を変え、秀才孝廉制度に改正を加えたというに過ぎなくなる。そして原理的に言えば正にその通りである。我々は今更ながら、中国社会における伝統の大きさと強さに驚歎を禁じ得ない。ただ大きな中国は大きく変る。その変り方はエスカレーターのように曲折せずに、鉄道の線路のように大きなカーブで曲る。どこかに曲折点を見つけなければならぬとすれば、開皇年間が選挙制度上の重要な曲折点に当るのである。但しそれは制度の上だけのことであって、それが實際上の社会に作用し、社会そのものが変化するにはなお仮すに多大の時日を以てしなければならなかったのである。³⁴⁾

科挙制と国子監制はほとんど同時期に誕生し、時に反発しつつも依存しあい、また同じ期間を生きた制度であるが、上の選挙制度における開皇の位置づけは国子監制についてもよく当てはまる。ただし、国子監制の場合は、太常寺から独立した開皇年間よりも唐の貞観年間の方が重要さでは上回ろう。いずれにしても、宮崎氏の表現を借りれば、唐初国子監制の確立は中国古代教育制度および教育行政制度の重要な曲折点であるが、それは制度の上だけのことであって、それが實際上の社会に作用し、社会そのものが変化するには宋代以降を待たねばならなかった、ということになる。そして、廟学制の全国普及や学校管理の法治主義など、

この時蒔かれた種は後世の教育と教育行政のあり方に大きな影響を与えるのである。

(注)

1) 「教育」も「行政」もその出典は先秦時代の古典に求められるが、これらの言葉が今日と同様の意味で広く使用されていたわけではない。ただし、それは今日の「教育」や「行政」の言葉で表現される事象につながるような活動実態が無かったということではなく、それらはむしろ盛んに行われ制度的にも整備されていた。「教育」や「行政」、したがって「教育行政」なる用語が一般的でない中国古代において、「教育行政」などの概念で記述することに疑問を感じる諸氏もおられようが、本稿ではこれらの用語、概念をそのまま使用している。それは、論者が古代から現代に連なる教育や教育行政の発展史、つまり一つの流れの中でとらえるという姿勢をとっており、それらの用語を用いることに妥当性、むしろ必要性を感じるからである。加えて、従来から使用されてきたこれらの用語よりふさわしい、あるいは代替となる言葉が当面見当たらないことも大きな理由の一つである。

2) なお、唐代の時期区分については、歴史家や研究者ごとに必ずしも一致していない。たとえば、日本の代表的唐代教育史研究である多賀秋五郎『唐代教育史の研究—日本学校教育の源流—』(1953、不昧堂)では、学校教育や教育政策の進展をふまえて唐初三代、武后から玄宗、中唐、晩唐の4期に区分している。本稿でも概ねこの区分にもとづいて「唐初」ととらえるが、三代高宗の時代には、学事が次第に衰退していくと同時に、国子監制についても修正の動きが見られるので、現実的には、本稿における「唐初国子監制」は太宗貞観期の国子監制を指す。なお、唐初国子監制の影響を考える際には、短期的・長期的影響をともに考慮する必要があるので、特に唐初のみ現象にとらわれずに検討する。

3) たとえば、熊賢君『中国教育行政史』(1996、華中理工大学出版社)では、中国教育行政史における中華人民共和国建国以前の時代区分を、①中国教育行政の萌芽(上古-581年)、②中国教育行政専門化への過渡期(581-1905年)、③中国教育行政の専門化(1862-1949年)の三つの時代に区分するが、②は国子監の存在した時代であり、教育行政機関国子監が一時代を形成していたという認識に立っている。

4) 国家的祭祀は、儒家的な祭祀儀礼である。これを担当する太常(寺)を「宗教行政機関」と称するのが適切であるかは、たとえば「儒教は宗教か」という問題ともからんで複雑ではあるが、天地や祖先、過去の英雄をまつことは、やはり宗教的な意味をもつであろう。この点につき高明士は、国子監の太常寺からの独立を、教育の原始宗教の宗廟系統からの脱離であると述べている(『唐代東亜教育圏的形成—東亜世界形成史の一側面—』1984、国立編訳館、169頁)。宗廟は歴代帝王から現王朝の皇帝にいたる王者達の廟であり、北齊・隋から唐初にかけて全国レベルで広められた学廟、すなわち孔子をはじめとする儒家の系統をまつる廟と対をなすものである。

5) 「中国教育行政史研究—国子監成立史における教育行政の独立について—」(1999、東京大学大学院教育学研究科紀要38)。

6) 先行研究の簡単な説明については、田中(1999)を参照。なお前稿では、唐初国子監独立の意味するところとして、本稿で言及する2点の他に、第3の意味内容として「官制上の独立」をあげたが、その概念規定に曖昧さが残り、また多義的に使用していてわかりにくくもあったので、本稿ではこれを加えなかった。前項からの修正点である。

7) [唐]李隆基『大唐六典』卷二十一「国子監」。

8) 『大唐六典』卷二十一「国子監」。

9) ただし、[唐]杜佑『通典』では、祭酒は「掌監学之政」、司業は「副貳祭酒通判監事」と記述する(卷二十七「職官九」)。いずれにせよ、祭酒・司業は教育行政の長官と次官として、丞以下の事務官吏とは別格の、代表性のあるポストであるのは間違いない。

10) 『大唐六典』卷四「礼部」。

11) 『大唐六典』卷十四「太常寺」。

12) 国子監が礼部の下に置かれたことをもって、熊賢君(1996)では国子監独立の不完全あるいは専門化の限界をとらえ(118頁)、また宋大川『唐代教育体制研究』(1998、山西教育出版社)では、国子監ではなく礼部を教育体制の中心としてとらえている。いずれも誤りではないが、『大唐六典』の記述を見れば、唐代教育行政は国子監が主動的な立場にあったとみなすのが現実に近いであろう。

13) 『大唐六典』卷二十一「国子監」。

14) 「孫卿在齊為三老称祭酒」(『通典』卷二十七「職卷九」)とある。

15) 『周礼』地官司徒。

16) [梁]沈約『宋書』卷三十九「百官志上」。

17) 『通典』卷二十七「職官九」。

18) 『周礼』春官宗伯。

19) 『宋書』卷三十九「百官志上」。

20) 『礼記』文王世子。

21) 『礼記』文王世子。

22) 王仲華『北周六典』(1979、中華書局)などをもとに整理すれば次のとおり。

┌天官府

└地官府一師氏、小師氏一保氏

└春官府┐礼部、小礼部

| ┌楽部┐露門学文学博士、

| | 露門学博士

| | └太学博士、太学助教

| | └小学博士、小学助教

└夏官府

└秋官府

└冬官府

23) 唐初国子監における祭酒・司業は、龍朔二年(662年)には司成館大司成・少司成に改められ、旧称に復した後光宅元年(684年)には成均館祭酒・司業に改められたが、神龍元年(705年)に旧制に戻された。

24) 以下北齊に関する記述は田中(1999)参照。

25) 国子監祭酒の条に「後周闕」とある(『大唐六典』卷二十一「国子監」)。

26) たとえば、[清]永霽等『歴代職官表』では、「謹案、『冊府元龜』称、後周有博士助教、而祭酒無聞焉。今考後周設官、全倣『周礼』、其師氏・小師氏、即漢魏以来祭酒之職。故樂遜以博士転為此官。不得謂之無聞。(略)其師氏・小師氏、殆即兼領此二学者歟。」(卷三十四「国子監表」)とあって、『六典』とは認識を異にしている。職官表は『冊府元龜』の記述を誤りと主張しているが、『六典』のほか、『通典』、『冊府元龜』など、唐宋時代に編まれた史料は、北周に祭酒はなく、司業は隋で初めて置かれた、と記述している。もっとも、六典・職官表ともに、国子監祭酒の起源として、『周礼』の師氏と保氏とを設定しており(職官表は大司楽を加えた3官職)、職官表の主張は、『周礼』を模倣した官制を布く北周に師氏と小師氏の官職がある以上、また国子監祭酒の職掌が『周礼』の師氏などの官に由来している以上、北周に国子監祭酒の職がなかったとするのは誤りだ、という主張であり、博士から小師氏に抜擢された人事によって例証しようとする。しかし、ことの成否はともかく、少なくとも唐代人の認識レベルでは『六典』などと同じ考え方をしていたのではないと思われる。

27) 高明士(1984)のほか、同氏「隋唐廟学制度的成立与道統的關係」(1982、国立台湾大学歴史学系学報9)、同氏「唐代積奠礼制及其在教育上的意義」(1980、大陸雜誌61-5)などを参照。
28) 多賀秋五郎「儒教主義学校体系の形成」(多賀秋五郎編著『中世アジア教育史研究』1980、国書刊行会)、55頁。
29) [唐] 魏徵等『隋書』卷二十八「百官志下」。
30) 『隋書』卷二十七「百官志中」。
31) [元] 馬端臨『文献通考』卷四十一「学校考二」によるが、疑わしい(多賀(1953)、15頁)。

32) 廟学制については、高明士の前掲諸論文などを参照。
33) たとえば[五代] 王定保『唐・言』に、「開元已前、進士不由兩監者、深以為恥。(略)貞觀五年已後、太宗数幸国学、(略)国学之盛、近古未有。」(卷一「兩監」とあり、逆に言えば、貞觀に学事の盛時を迎えるまでは、さほどには学事が振るわなかったと考えられよう。
34) 多賀(1953)、59頁。
35) 宮崎市定『九品官人法の研究—科举前史—』(1956、東洋史研究会→1992、宮崎市定全集6)、429頁。

History of Educational Administration of China (2)

—Independence of Educational Administration on GUOZIJIAN(国子監)
in the early period of TANG(唐) Dynasty—

Toshiyuki TANAKA

GUOZIJIAN(国子監) was the educational ministry in ancient China. It was first established in SUI(隋) and TANG(唐) dynasty, and in the early period TANG dynasty GUOZIJIAN was independent from GUOZUXUE(国子学) and TAICHANGSI(太常寺). This study focuses on the GUOZIJIAN's independence from these organizations. Historically considered, it was established for the nationwide educational policy and for the powerful management of the universities.